

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社に雇用され、塗装工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、船舶の塗装作業中、同僚による高所作業車の誤操作により「肋骨多発骨折、両側肺挫傷、左腎梗塞、左膝割創、肝振盪の疑い」の外傷（以下「労災事故」という。）を負い、業務上負傷と認められ、平成〇年〇月〇日に治癒となった。

また、請求人は、平成〇年〇月下旬頃より、労災事故当時の状況を思い出しては眠れないという症状が出現するようになり、同年〇月〇日、C病院を受診し、「外傷性ストレス障害（PTSD）」（以下「当初の疾病」という。）と診断され、業務上疾病と認められた。その後、D病院に転院し、平成〇年〇月〇日に最終受診となっている。

その後請求人は、再び幻想や妄想が出現したとして、同年〇月〇日にC病院を再受診し、「急性一過性精神病性障害」と診断され、さらに、同病院において、平成〇年〇月〇日に「統合失調症」、同年〇月〇日に「持続性パーソナリティ変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの」と経時的に傷病名が変更された（以下「急性一過性精神病性障害」「統合失調症」、「持続性パーソナリティ変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの」を併せて「追加疾病」という。）。

請求人は、追加疾病を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した追加疾病については当初の疾病との因果関係は認められず、業務上の事由によるものとは認められないとして、平成〇年〇月〇日分以降に係る療養補償給付及び平成〇年〇月〇日以降の休業補償給付を支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した追加疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、追加疾病は当初の疾病を起因として発症したことから、業務上疾病である旨主張するため、追加疾病と当初の疾病との因果関係について、以下検討する。

(2) E医師は、平成〇年〇月〇日付け回答書において、「平成〇年〇月〇日の当初受診時は幻覚や妄想が主たる症状であり、PTSDの症状は認めず、事故発生から1年3か月以上経過しており急性一過性精神病性障害の誘因として考えがたいこと。同年〇月頃よりみられる社会的な引きこもり、周囲に対する適対心、易怒性の症状が事故発生から1年3か月経過していることから労災事故と

の関連性は考えにくい一方、急性一過性精神病性障害との関連性の方が考えられること。以上より労災事故との関係はない」旨の意見を述べている。

さらに、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「E医師は、当初の疾病と追加疾病との因果関係について、要旨『PTSDにかかる最終受診後、その症状は認められておらず、関係ないと判断する』との意見を述べている。『別個のものである』とこれだけはっきりした主治医意見であり、これを覆すような病態の繋がりは認められない。したがって、この判断は妥当なものと考えられる」旨の意見を述べている。

よって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、両医師の意見は妥当であり、当初の疾病と追加疾病との医学上の相当因果関係は認められないものと判断する。

(3) また、請求人及び請求人の母は、労災事故と追加疾病との間に相当因果関係がある旨主張している。しかし、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、追加疾病と労災事故との相当因果関係は認められないものと判断する。

(4) 以上により、請求人に発症した追加疾病は、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(5) なお、請求人は、本件再審査請求に当たり、G医師の作成の診断書並びに請求人の母作成の意見書及び関係書類を提出し、労災事故により「高次脳機能障害」を発病していた旨主張しており、関係書類中のG医師作成の平成〇年〇月〇日付け「脳損傷又はせき髄損傷による障害の状態に関する意見書」の「その他の身体の障害の状態」欄には、「事故直後の身体症状は改善傾向にある反面、知的能力の低下、意欲の低下、人格機能の低下、対人交流の問題が増強し蔓延している」旨記載されている。

一方、同関係書類中のH病院I医師作成の平成〇年〇月〇日付け「診断情報提供書」においては、「MRI/MRA施行し、MRIでは頭蓋内に明らかな出血、硬膜下出血、脳挫傷等の所見なく、その他梗塞、腫瘍等も見られませんでした。MRAでは頭蓋内主幹動脈に明らかな狭窄・閉塞・動脈瘤等も見られませんでした。患者には頭蓋内に器質的な異常は見られず、心配はならない旨説明しました。」と記載されていることから、労災事故後における請求人の頭蓋内には外傷性による異常は認められず、よって、審査会としては、請求人の

主張する「高次脳機能障害」についても、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。